

高松市立庵治小学校児童送迎スクールバス運行業務委託仕様書

1 件名

高松市立庵治小学校児童送迎スクールバス運行業務委託

2 管理車両等

(1) 管理車両

高松市所有の車両（マイクロバス）1台

乗車定員 11～29人

(2) 定置場所在地

高松市庵治町6393-5（庵治支所敷地内）

3 業務の概要

(1) 高松市所有の車両（以下「管理車両」という。）を使用した、高松市立庵治小学校（以下「小学校」という。）の児童送迎スクールバス運行業務

(2) 児童ごとに指定された乗降場所での乗降確認業務（乗降がなかった場合の記録を含む。）及び小学校到着並びに出発時の児童の乗降補助業務（乗降車時の段差乗降の手助け等）

(3) 管理車両に設置された置き去り等事故防止のための安全装置を適切に運用するとともに、児童の置き去り等の事故が発生しないように、登下校時における最終乗降場所において、全ての児童が降車したことを一席ずつ一番後ろの席まで確認すること。

(4) 児童、保護者並びに市民への配慮及び安全を常に心がけた業務の遂行

(5) 運行ルートは、児童の状況（転出入等）により変更となる場合がある。

また、運行時刻は学校行事等で日々前後する。運行予定は、高松市学校教育課（以下「学校教育課」という。）又は小学校が、運行変更になる1週間以上前を目安に、受注者に伝える。

(6) 発注者の指示による臨時の運行業務（気象警報発表時等の緊急時）

(7) 管理車両の日常点検整備（送迎の前後）。ただし、点検により、経費を要する整備が必要になった場合は、車両の整備に要する経費は発注者の負

担とする。

(8) 管理車両の鍵、車庫等の管理業務

(9) 管理車両の清掃

ア 毎日の運行後、車内の床及び座席を掃除機で除塵する。また、児童の手や顔が触れる箇所・窓は、固くしぼった雑巾等で拭く。これに要する費用は受注者の負担とする。

イ 毎日の運行後、車両ボディの児童が触れる高さの範囲を洗浄する。これに要する費用は受注者の負担とする。

ウ 月に1回、車両ボディのワックスがけを行う。これに要する費用は発注者の負担とする。

(10) 燃料等（軽油、エンジンオイル等）の給油及び購入・交換（発注者の指示に従って行うこと）。これに要する費用は発注者の負担とする。

(11) 事故の際の処理と交渉

(12) 受注者の責めに帰すべき事由により、管理車両が使用できなくなった場合の代替交通手段の確保とその費用

(13) 「運転報告書」及び「自動車運転日報」などの管理書類の作成と管理

(14) 「運転報告書」及び「自動車運転日報」は毎日作成し、その月分を翌月4日までに学校教育課に提出すること。（郵送可）

(15) 業務履行中について、業務に従事している運転手と連絡ができるようにしておくこと。（無線機、携帯電話等）

(16) 運転手に対する運行ルートの周知、交通マナー向上、安全運転を目的とした研修、礼節教育（年1回以上の実施）

(17) 保護者又は一般市民から、運行、その他業務内容について意見があった場合は、指定の様式により、速やかに学校教育課に報告すること。

(18) その他前各号に付帯する業務

4 運行日

庵治小学校の児童の登校日

※ 年間で210日を予定している。

※ 高松市立庵治小学校ホームページで年間行事予定及びスクールバス日程

表（月別の学校出発時刻）を随時公表している。参考として、必要に応じて参照すること。

5 輸送対象者

（１） 登下校の送迎時

小学校に通学する児童のうち、発注者がスクールバスの利用を認めた者

（２） 校外学習の送迎時

小学校に通学する児童

6 運行予定ルート及び運行予定時刻

別紙１（スクールバス路線概要図）及び別紙２（スクールバス運行時刻等予定表）のとおり。

7 臨時の運行業務及び運行中止等における対応

（１） ３（６）にいう臨時の運行とは、気象警報発表時等（台風、大雨、雷等気象警報のほか、地震発生時、Ｊアラートによる緊急情報が発信された場合、不審者対応が必要な場合等を含む。）の臨時運行等の突発的、緊急性を伴う運行を指す。

（２） 緊急性の判断については、発注者（学校教育課）が行う。

（３） 臨時の運行を行う場合は、想定される限り早期に、学校教育課、小学校及び受注者が連絡を取り合い、協議のうえ、その対応に当たるものとする。

（４） 気象警報発表時等及びその前後において、発注者が必要であると認めるときは、スクールバス運行前に受注者が運行ルートの安全確認を行う。

（５） 気象警報発表時等の運行中止等については、発注者と受注者が協議し決定するものとする。

8 臨時の運行業務における経費

７（３）の対応により追加の経費が発生することとなった場合の経費及び支払方法については、発注者と受注者で協議し、決定する。

9 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

10 上記履行期間中における運行形態及び運行予定日数

区分	運行形態	運行予定日数
一般運行 A	①登校時の送迎（1便） ②下校時の送迎（1便）	200日
一般運行 B	①登校時の送迎（1便） ②下校時の送迎（2便）	5日
特別運行	①登校時の送迎（1便） ②校外学習の送迎（1便） ③下校時の送迎（1便）	5日

※ 運行予定日数については、あくまで予定であり、運行予定日数を保証するものではない。

※ 一般運行 B は、令和7年4月上旬から中旬を予定している。

11 法令等の遵守

業務の遂行に当たっては、道路運送法等、関係法令の規定を遵守するとともに、学校教育課及び小学校との連絡を密にし、その指示に従い誠実に業務を遂行しなければならない。

12 事故の対応

事故等の防止に万全を期するものとする。万一事故等が発生したときは、速やかにかつ適切な処置を講じるとともに、発注者に報告しなければならない。

13 市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

（1） 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。

- また、時間外、休日及び深夜（午後１０時から翌日の午前５時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (２) 雇入れの日から起算して６か月間継続勤務し、全労働日の８割以上出勤した労働者に対して、最低１０日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (３) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (４) 賃金は毎月１回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (５) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (６) (１)から(５)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

14 業務責任者

受注者は、業務責任者（契約約款に定める業務責任者をいう。）を適正に配置するものとし、当該履行開始に先立って、業務責任者の氏名その他必要な事項を発注者へ届け出ること。業務責任者に変更があった場合及び代替要員を用いる場合も、同様とする。

15 その他

- (１) 利用者の変更、道路事情の変化などで、業務内容、運行時間等に、常態的に大幅な変動がある場合は、発注者又は受注者、いずれかからの申し出により協議を行い、必要に応じて契約変更をすることができる。
- (２) 高松市庵治こども園の園児に、スクールバスの利用を希望する者が発

生した場合は、発注者から(1)の協議の申し出を行う予定である。

(3) 受注者は、運行日までに必ず試運転を行い、送迎業務に支障がないよう準備するものとする。運転手の変更の際にも実施し、引継ぎを行うこと。

(4) 運転手は、運転業務に必要な免許を有する者とするが、次に該当する者は不可とする。

ア 健康診断等で、車両の運転に支障があると診断された者

イ 持病等により運航計画で定める区間の継続した運転が不可能と認められる者

ウ 緊急時の対応等の特段の事情なく、この仕様に従った運行業務を行わない者